

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年9月7日同意した。

平成21年9月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名
さぬき市	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）前ノ池地区
”	単独県費補助土地改良事業（農道事業）栄町地区